

五月

出淵幾之進

〔貞永式目追加〕一評定之時可退座事

右祖父母、父母、子、孫、兄弟、舅、相舅、伯叔父、甥、小舅、從父兄弟夫、

一評定時可退座分限事

祖父母、養父母、子、孫、養子孫兄弟、姊妹聟、姊妹孫聟、同舅、相舅、伯叔父、甥、姪夫、從父兄弟、小舅、
〔北條五代記四〕北條氏茂百姓憐愍の事

早雲まつりごとよければ、士も民もおもびよりて、北條家へ歸服す。然に我物おばえてより近き年迄、關八州の國主其下々の侍までのおもはく、我領納する一所懸命の地は、そのかみ八幡殿よりゆづりつけたりて、子々孫々までも我所領我百姓なれば、民ゆたかにさかふるやうにとあはれみをたれ、政道なせるは、唯親が子を愛するがごとし、又百姓も我地頭殿は、おやおうちよりつたはり、孫ひこ、やはは子の末までも、はなれぬ地頭なれば、永久に榮へおはしませと、神佛へいのり、子がおやをおもふごとし、

〔御當家令條二十五〕火事之節見廻候所々覺

御番衆春秋知行所御暇覺

親子 兄弟 舅 聰 小舅 伯父 伯母 蜉姪 祖父 祖母 徒弟 孫○中

親類煩ニ而御番所之覺

親子 兄弟 伯父 祖母 伯父 伯母 孫 蜉姪 妻

右之分、頗大切ニ而別に親子兄弟も無之病人にて候は、御番所出し可申候、其内親子は各別之事、

以上